

《京阪神支部会則》

- 第一条 【名称】本会は、「観音寺第一高等学校同窓会京阪神支部」と称する。
- 第二条 【所在地】本会の事務所は、大阪府内に置く。
- 第三条 【会員】本会は、観音寺第一高等学校及びその前身である旧三豊中学校・旧三豊高等女学校の卒業生並びにこれに準ずる者で、主として京阪神地区に在住勤務する者(以下「会員」という。)をもって組織する。
- 第四条 【目的】本会は、会員相互の親睦を図るとともに、本部並びに母校及び他の支部との連絡、協調を保つことをもって目的とする。
- 第五条 【事業】本会は、第四条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦を図るための会合
 - (2) 会報及び名簿の発行
 - (3) その他必要な事項
- 第六条 【役員】
- (1) 本会に下記の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	各回年次毎に若干名
幹事長	1名
副幹事長	若干名
幹事	若干名
年次幹事	各回年次毎に若干名
監事	2名
 - (2) 各役員は役員会においてこれを推薦、承認する。各役員の任期は2年とし、再任、重任を妨げない。
- 第七条 【会長の職務】会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 第八条 【副会長の職務】副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 第九条 【役員会の業務】役員会は、第六条の役員をもって構成し、本会の重要事項について審議する。
- 第十条 【幹事会の業務】幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び幹事会が推薦した当番年次幹事をもって構成し、本会の事業を実行する。
- 第十二条 【年次幹事の業務】年次幹事は、各回年次の会員を代表し、その年の会員への連絡及びまとめ役に当たる。

- 第十二条 【議決】総会及び役員会の議決は、それぞれ出席者の半数以上の同意により決する。
- 第十三条 【名誉会長等】本会は、名誉会長、名誉顧問、顧問及び相談役（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。名誉会長等は、隨時、本会運営について助言を行う。
- 第十四条 【総会・役員会】本会は、毎年一回総会及び役員会を開催する。ただし必要に応じて臨時総会又は臨時役員会を開くことができる。
- 第十五条 【監事】監事は、会計を監査する。
- 第十六条 【会の招集】総会及び役員会は、会長が招集し、幹事会は、幹事長が招集する。
- 第十七条 【事業年度】本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第十八条 【会計】本会の事業経費は会費及び寄付金等を充て、その会計は総会に報告するものとする。
- 第十九条 【会則改正】本会の会則改正は、役員会の決議によるものとする。
本会則は、昭和52年11月5日より施行する。
- ・昭和62年4月1日 一部改正
 - ・平成17年4月16日 一部改正(第十九条 三中会・三女会・一高会の件 削除)
 - ・平成22年6月26日 一部改正(第二条 事務所、六条・十条の副幹事長)
 - ・平成24年4月22日 一部改正(第六条 評議員を年次幹事、第十三条 相談役)
 - ・平成25年4月13日 一部改正(第六条及び第十三条)
 - ・平成26年4月20日 一部改正(第十三条)

付 則

1. 会員の慶弔に対しては、会長名により慶弔の意を表わす。
会員死去の際には、各回年次幹事より早急に支部へ連絡するものとする。
また、本会は、年次会報により死亡会員名を会員に報告する。なお、支部運営に尽力された役員については、香典等により弔意を表わす。
2. 本会を代表して出席する本部等主催の行事参加費用は、本会がその実費を支弁する。
3. 本会運営活動に要する費用は、同窓会誌出版費・総会費・役員会費・慶弔費・通信事務費・その他行事費用並びに前項の行事参加費用をいい、その財源は、年会費、寄付金、同窓会誌広告代、・役員会の会費収入・同窓会誌頒布代金等により賄う。

本付則は昭和61年4月14日より実施。